

# 会 議 録

## 1 会議名

第10回名立区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 協議事項（公開）

- 諮問第69号 上越市立名立地区公民館屋外運動場の照明設備の廃止について
- 活動報告会の実施内容について
- 地域活動支援事業の審査方針の変更について

### (2) 報告事項

- 下名立地域生涯学習センターの休止について
- 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

### (3) その他の事項（公開）

- 令和元年度第11回地域協議会の開催予定

## 3 開催日時

令和2年1月20日（月）午後6時30分から午後8時40分まで

## 4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

## 5 傍聴人の数

1名

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：安藤安年、奥泉稔、木村和子、草間照光、佐藤道子、高宮秀博、塚田正、  
二宮香里、原田秀樹、三浦元二
- ・ 事 務 局：今井所長、小林次長（総務・地域振興グループ長兼務）、沢田市民生活・  
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、渡邊班長、佐藤主任
- ・ 教育委員会：社会教育課 川上参事、加藤副課長
- ・ 自治・市民環境部：自治・地域振興課 廣川副課長、太田主任

## 8 発言の内容

**【渡邊班長】**

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 上越市の地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

**【塚田会長】**

- ・ 挨拶
- ・ 所長に挨拶を求める。

**【今井所長】**

- ・ 挨拶

**【塚田会長】**

- ・ 事務局に資料の説明と会議録の確認者の発表を求める。

**【渡邊班長】**

- ・ 資料の説明
- ・ 会議録の確認：佐藤委員、高宮委員

**【塚田会長】**

- ・ 協議事項 2 - (1)「諮問第 6 9 号 上越市立名立地区公民館屋外運動場の照明設備の廃止について」担当課である社会教育課に説明を求める。

**【川上参事】**

- ・ 資料No. 1 に基づき説明する。

**【塚田会長】**

- ・ 委員に意見・質問を求める。

**【二宮委員】**

- ・ 平成 2 9 年度と平成 3 0 年度の照明設備の利用件数が 0 件となっているが、これは新保育園の建設等の工事で屋外運動場を使用していたために利用できなかったからなのではないのか。

**【川上参事】**

- ・ 平成 2 9 年度から野球連盟はチーム数の減少等の影響により試合を休止しており、ナイターとしての利用はなかった。屋外運動場は利用できる状態にあり、実際に消防団が使用していた。

**【三浦委員】**

- ・ 諮問理由に老朽化に伴う施設の劣化との記載があるが、今後の撤去の予定はどのようになっているのか。

**【川上参事】**

- ・ 上部の投光器等の部分は危険な状態になる前になるべく早く撤去したいと考えているが、その際に電柱部分も一緒に撤去できるかどうかは経費等による。

**【三浦委員】**

- ・ 屋外運動場は保育園の園児や近くの児童の遊び場になっており、上部の投光器等の部分の劣化が進行し落下すると危ないので、状況をよく見て早々に撤去してもらいたい。
- ・ 要望であるが、屋外運動場について、年に数回草刈等をして管理されているが、草刈の後に近くでイノシシが目撃されたこともあり、運動場の前の新保育園も運営が始まるので、できる限り細やかに管理していただきたい。

**【塚田会長】**

- ・ 他に委員に意見・質問を求める。

**【原田委員】**

- ・ 照明設備の高圧受電を受けている部分について、廃止になって高圧線がなくなっている。やむを得ない事情もあるとは思いますが、どのような経緯で諮問の前に高圧受電の契約を打ち切ったのか。

**【沢田G長】**

- ・ 昨年の3月にその後予定されていた新保育園の工事で屋外運動場の使用が予定されていたことや野球連盟からはチームの減少等により試合を行うことは難しいという見通しを聞いており、危険防止と設備を復旧するか否かを判断するまでの間の経費を削減するため、設備を休止する等の手段について東北電力に確認したところ、休止という扱いはできず、そのまま通電しておくか高圧受電の契約を打ち切って高圧線を撤去するかのいずれかしかないとのことであった。高圧受電の契約を一旦打ち切り、修繕後に再度使用する場合は少し費用が掛かるが復旧して使用ができることであったため、それらのことを総合的に勘案し、このような対応を行った。

**【奥泉委員】**

- ・これは重大なことである。原田委員が指摘しなければ判らなかつたことであり、事前に我々に報告なく勝手に高圧受電の契約を打ち切つたのはおかしい。照明設備を使用しない前提で廃止の話を進めるのはルール違反である。

**【沢田G長】**

- ・照明設備を使用しない前提ではなく、再使用も想定し、その費用や手続きについても確認していた。その後の新保育園の工事で屋外運動場の使用が予定され、基本料金もかかるため総合的に勘案して契約を打ち切つた。
- ・報告がなかつたことについては、申し訳なかつたが、非常に特殊な設備で、使用者も限られており、野球連盟からは活動休止の状況も聞いていたので、総合的に勘案して対応した。

**【奥泉委員】**

- ・今回はやむを得ないが、今後、同じように話を進められては、地域協議会の意義が損なわれる。委員の皆さんも認識していただきたい。

**【川上参事】**

- ・意図的に話を進めたことではないことについてはご承知おきいただきたい。進め方の順番を誤ってしまったということについては申し訳ないが、何より先程も説明したが、塩害や老朽化も進んでいたため、あくまで漏電事故の防止等のために契約を打ち切つた経緯もあると考える。

**【塚田会長】**

- ・意見や質問が終結したことから、諮問第69号について委員に諮り、付帯意見がないことから、適当と認める。
- ・担当課が同じことから、次に報告事項3－(1)「下名立地域生涯学習センターの休止について」議事を進めることとし、委員の承諾を得る。
- ・報告事項3－(1)「下名立地域生涯学習センターの休止について」担当課に説明を求める。

**【川上参事】**

- ・資料No.4に基づき説明する。

**【塚田会長】**

- ・委員に意見・質問を求める。

**【三浦委員】**

- ・下名立地域生涯学習センターには指定避難所としての機能もあることから施設が廃止される令和4年度末まで残すという選択はなかったのか。町内会長等とどのような話をしたのか。

**【小林次長】**

- ・11月20日の町内会長会議の閉会后、災害時に下名立地域生涯学習センターに避難する5つの町内会長と宝田小学校に避難する6つの町内会長、JAふれあいの里・名立に避難する4つの町内会長に令和元年度末をもって下名立地域生涯学習センターの用途廃止をする計画でいることについて説明し、ご承諾いただいた。その後、国交付金を活用した修繕があったことが判明し、処分制限期間が経過する令和4年度末まで施設を残さなければならないこととなったが、町内会の皆さんとしては用途廃止と休止では、どちらも施設を避難所として使用することはできない状況は変わらないということと考えている。

**【三浦委員】**

- ・説明は、国交付金を活用した修繕の処分制限の件が判る前にされたもので、その後に話し合いが行われれば、避難所の機能の分散は処分制限期間が経過する令和4年度末になったのではないかと。下名立地域生涯学習センターが最寄りの避難所という方々もいるので、指定避難所としての期間について、再度の話し合いが必要なのではないかと。

**【沢田G長】**

- ・11月20日に避難所の機能分散について、関係町内会長に説明した際に、台風19号による災害があつてから約1か月しか経過していなかったこともあり、様々な意見があつた。確かに、下名立地域生涯学習センターが最寄りのところもあるが、名立川を渡って避難所に行くことに抵抗があつたところや避難所が近くなって良かったというところもあつた。100パーセント満足することは難しいということもご理解いただいた。

**【三浦委員】**

- ・避難所の設定については、様々な要因により難しいことは理解するが、避難所の設定についての議論が終わっていたとしても、処分制限期間が経過する令和4年度末までの期間について、もう一度何かの機会に地元にしかりと説明した方が良いのではないかと。

**【小林次長】**

- ・避難所の変更についてのチラシ配布に合わせ、改めて文書なり何らかの方法で町内会長に周知し、ご理解いただくこととしたい。

**【塚田会長】**

- ・他に意見・質問を求めるもなし。
- ・本件は報告事項であるが、後から話が違ふということのないように進めてもらいたい。
- ・次に報告事項3－(2)「総合事務所の時間外受付の見直し概要等について」議事を進めることとし、委員の承諾を得る。
- ・報告事項3－(2)「総合事務所の時間外受付の見直し概要等について」担当課である自治・地域振興課に説明を求める。

**【廣川副課長】**

- ・資料No.5に基づき説明する。

**【小林次長】**

- ・時間外受付の見直しにおける火災発生時の防災行政無線の放送の取扱いについては、防災行政無線の放送を行う区もあるものの、これまで名立区においては糸魚川大火のように大規模で延焼のおそれがない場合には防災行政無線の放送を行ってこなかったことから、今後も同様の取扱いをすることとして、地域協議会や町内会長会議や住民説明会において説明し、特に意見がなかったことからご理解いただいたものと認識していたところである。
- ・先程、全体の説明の中で、今回の見直しにより戸建て住宅等の火災時には防災行政無線を放送すると説明したが、過去に放送していなかった経緯を踏まえると、実際に放送するとなると住民から色々な意見が寄せられることが見込まれるため、委員の皆さんにもこの場にて意見を伺いたい。

**【塚田会長】**

- ・単なる行政改革ではなく、できる限り不便をかけないとの説明であるが、地域協議会によっては大きな問題と捉え、勉強会を開催しているところもあれば、議会でも住民の意見を十分に聞くようにという意見があると聞いている。今日は報告事項であるが、委員の皆さんがどのような考えを持っているか聴きたい。併せて、委員の皆さんには1月25日の住民説明会に出席し、住民の意見を聞いてもらえれば有り難い。

- ・委員に意見・質問を求める。

#### 【奥泉委員】

- ・現在、総合事務所を廃止する考えはない、との説明であるが、報道もされているとおり、住民は時間外受付の廃止が将来的に総合事務所の廃止につながるのではないかと一番不安に思っているのではないかと。何かあってその度、木田庁舎に行くのでは遅い。住民説明会でもそのような意見が出るのではないかと思う。

#### 【廣川副課長】

- ・現在、市の内部において総合事務所の統合や廃止についての計画や研究はない。我々の取組は、総合事務所が地域に果たしている役割を踏まえ、人口減や税収の伸び悩みの中で、将来にわたって必要となる機能の維持や、住民の皆さんが本当に必要な行政サービスを維持していくため、可能な限り住民の皆さんに不便をかけないようにしているものであり、皆さんにその旨をご理解いただきたいということで臨んでおり、1月25日の住民説明会でも同様に説明させていただきたいと考えている。

#### 【塚田会長】

- ・他に意見・質問を求める。

#### 【三浦委員】

- ・総合事務所の時間外受付の見直しについては、最初に説明があった6月にも話をしたが、当初は時間外受付を見直すという説明のみで、どのように地域に影響が出るかという総合的な視点の話はなかった。その後、他の総合事務所で説明をしていく中で色々な問題が表出し、総合事務所の存続という大きな話にまでなっている。今後は、物事を多面的に見て、それが地域とどのように関わってくるか木田庁舎でしっかりと議論したうえで提案してもらいたい。
- ・時間外では名立区から木田庁舎に電話が転送され、木田庁舎の時間外受付から名立区の職員に連絡がされるとのことであるが、木田庁舎の時間外受付と名立区の職員はお互いに顔を知らないのでは、どこまで細やかな連絡体制が確保できるのか。前にも発言したが、それならば、地域の住民は直接総合事務所の職員に電話した方がよいという話になる。地域の住民の思いとずれが生じることになるが、それを最小限に止めて取組を進めるとすれば、形だけでなく実際に機能するような体制を考えていかなければならないが、4月までにどのように取り組むのか。

#### 【廣川副課長】

- ・委員発言前段の話の進め方については、意見として承る。
- ・連絡体制の確保については、緊急連絡網や、大字（おおあざ）や小字（こあざ）の呼び方等の一覧を整備し、間違いが発生しないように実施したい。
- ・前に地域協議会で説明した際にも、今まで地域の住民が職員に直接話をする場合があるということを聞いていたが、今までの経過を否定するつもりはなく、むしろ今まで以上に住民の皆さんから職員に声かけしてもらいたいし、我々職員も意識していきたい。また、4月以降は、現在も実施しているが、人事異動に伴い、新規に配属された職員が速やかに地域に入っていけるように庁内研修を行っている。制度や仕組みと合わせ、そのようなソフト面での取組も必要なので、毎年実施したい。

#### 【塚田会長】

- ・行政改革の下での今回の見直しが地域住民の安心・安全を損なってしまうものではないということをしっかりと住民に説明してもらいたい。
- ・市町村合併後15年が経過し、こんなはずではなかったという話も聞いている。ハード面での正確な対応はもちろん、また何か廃止されるのではないかというような政治に対する不信な点がわだかまりとなつての意見も予想されるので、そうではないことを明示して対応してもらいたい。

#### 【小林次長】

- ・火災時の防災行政無線の放送の取扱いについて、委員に意見を求める。

#### 【安藤委員】

- ・個人的には、緊急車両が自分の近くを通過すると非常に気になるので、災害の規模や場所を把握するためにも、火災については発生と鎮火について時間を問わず放送して欲しい。安全・安心メールを使用できない環境にある方も多くいるので、是非とも放送して欲しい。

#### 【二宮委員】

- ・前にも発言したが、火災通報装置の誤作動による安全・安心メールの通知が多い。このような誤作動に起因する夜中の火災発生放送があったら困る。誤作動の事案がないように放送してほしい。また、なぜ誤作動でも安全・安心メールが通知されるのか。

#### 【廣川副課長】

- ・火災通報装置の誤作動の事案については、概ね施設の設備の不具合が検知されて消



防に通報され、通報を受けた時点では消防にて火災か誤作動か判別ができないため、消防隊が現地に駆け付けて確認をし、連絡している状況である。そのため、安心・安全メールやJ C V等での第一報は、通報を覚知した段階での連絡となり、誤作動を確認できた時点で改めてその旨を連絡することとなる。もちろん施設の管理者と消防は設備の定期的な検査をしているが、設備自体の老朽化等により誤作動を起こす場合もある。

- ・現実として、現場に消防隊が行って確認しないと誤作動かどうかは判らないので、名立区で放送すると決めた場合は、誤作動の場合でもまず情報を覚知した時点での第一報が放送されることになるので、ご理解いただきたい。

**【二宮委員】**

- ・消防隊が現地に駆け付けて火災を確認した後に放送して欲しい。

**【安藤委員】**

- ・人それぞれの考えはあると思うが、私は連絡が早いと近くの方は態勢を取ることができるので、まずは一報を入れてもらいたい。誤作動の場合は速やかに連絡してもらえればよい。我々には災害の場合、結果として何事もなければよいという考えがあるので、放送してもあまり住民からの非難の声はないと思う。

**【小林次長】**

- ・放送する時間帯について、例えば22時までは放送するという運用も可能であるが皆さんの意見はどうか。

**【安藤委員】**

- ・個人的には夜中でも消防自動車近くを通れば気になるし、目も覚める。その後に発生場所が遠ければまた安心して眠れる。人それぞれなので安眠を妨げられるという人もいると思う。

**【奥泉委員】**

- ・一概に決めることはできない、検討課題と思う。

**【塚田会長】**

- ・時間外受付の見直しについては市から報告を受けたこととし、防災行政無線の取り扱いについては、委員から出された意見を参考とし、住民の皆さん方から更に意見を聞いて欲しい。
- ・他に意見・質問を求めるもなし。

- ・協議事項 2 - (2) 「活動報告会の実施内容について」事務局に説明を求める。

**【渡邊班長】**

- ・資料No.2に基づき説明する。

**【塚田会長】**

- ・前回の活動報告会は参加者が非常に少なかったため、今回はまちづくり団体の研修会の中で実施することとし、先日、まちづくり団体の会長に私からも改めて依頼をしてきた。
- ・活動報告会当日の出欠について委員に確認する。
- ・委員に意見・質問を求める。

**【三浦委員】**

- ・資料の「4 名立区地域協議会が自主的に審議した事項」において、高齢者福祉施設分科会と公共交通サービス検討分科会は存続しているが、この4年間で意見書は出ていなかったということか。

**【渡邊班長】**

- ・両分野で概ね事業の目途がついたということで、意見書は出されていないが分科会は存続しているという状況である。

**【安藤委員】**

- ・資料の役割分担表で数分毎に説明者の欄が区切られているが、ある程度まとめて2人か3人位で携わった委員が説明した方が良いと思う。

**【渡邊班長】**

- ・資料はあくまで協議するための基となるものであり、どの単位で説明するかも含めて委員の皆さんで決めていただきたい。

**【三浦委員】**

- ・資料に地域協議会とはどのような役割なのかについて記載がないので、別に資料を添付した方がよいと思う。
- ・資料の説明についても、安藤委員の意見のとおり、細分化することなくある程度の人数で行った方がよい。また、地域協議会の活動の報告が趣旨であるので、活動内容の報告に時間を配分し、各委員の思いもあるとは思いますが、委員のひとことについては全員が発言する必要はなく、何人かの発言でよいと思う。

**【塚田会長】**

- ・三浦委員の意見については、そのような方向としたいが、今回の配布資料の中にもあるが、報告会の時に地域協議会次期委員募集のチラシも配布することなので、そのチラシに地域協議会の役割については記載があり、私も開会の挨拶の中で述べたいと思っている。

**【三浦委員】**

- ・この地域協議会次期委員募集のチラシの裏面の「地域協議会の主な役割」に「自主的審議事項に関すること」が最初になっている理由は何か。以前は「諮問事項に関すること」が役割として最初になっており、「自主的審議事項に関すること」はその他の役割という意味合いの表記になっていたと思うがどのような意味合いがあるのか。

**【渡邊班長】**

- ・自治・地域振興課に確認する。

**【塚田会長】**

- ・全体的な司会について、委員に自薦や他薦を求めるもないため、原田委員を指名し、委員に承諾を得る。
- ・発表の単位、各々の役割等や最終的な内容について、次回の地域協議会で決めることとし、委員の承諾を得る。
- ・協議事項2－(3)「地域活動支援事業の審査方針の変更について」事務局に説明を求める。

**【渡邊班長】**

- ・資料No.3に基づき説明する。

**【塚田会長】**

- ・委員に意見・質問を求める。

**【奥泉委員】**

- ・今までは明文化されていなかったが、多くの団体にこの制度を利用してもらうためにより提案だと思う。

**【安藤委員】**

- ・過去に同一団体が複数の事業を申請して、補助金の合計が100万円を超えた事例はあるのか。

**【渡邊班長】**

- ・今年度2つの事業を申請した団体が、補助金の合計が100万円を超えた事例が出てきた。

**【塚田会長】**

- ・他に委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・事務局案でよいか委員に諮り、承諾を得る。
- ・その他事項について、発言を求める。

**【奥泉委員】**

- ・今日、岩屋堂地内の牛木組の車両センターの手前で県道の車道脇に隣の竹林の竹が倒れていたのを発見した。ここは頻繁に降雪時に竹が倒れて車道に出て危ないので、今後道路パトロール時に片づけるようしてもらいたい。

**【小林次長】**

- ・県に話を伝える。

**【三浦委員】**

- ・新保育園の表示板に上越市立という表示がなく、運営する法人の名前が表示されていたが上越市立という表示がないのは問題ないのか。

**【沢田G長】**

- ・法務の担当課に確認したが、新保育園は公設民営であるので、吉川区の保育園と同様に条例上の名称は規定しないため問題はないと聞いている。

**【三浦委員】**

- ・名立地区公民館内のコミュニティプラザは暖房が設置されていないため、冬は非常に寒くて活動しにくい状況である。費用は掛かると思うが、何とか工夫できないのか。

**【沢田G長】**

- ・我々も利用者の話は聞いており、問題意識も持っている。今日、社会教育課と打合せをした。時間が掛かるかもしれないが、何らかの対策を講じたい。

**【二宮委員】**

- ・ひなさきの運動公園の駐車場について、今は閉鎖されており、名立ひなさきや椿寿苑の職員が運動公園の駐車場が利用できないので、地区公民館の駐車場を利用していると聞いている。そのために地区公民館の駐車場が満車になる時もある。できれば、運動公園の駐車場を元のとおり利用できるようにしてほしい。

**【沢田G長】**

- ・運動公園の駐車場は、公園の利用者のためのものとして借地している。今回、土地の所有者から本来の目的で利用していないのではないのかという指摘があったため、駐車場の使用は難しい。名立ひなさきや椿寿苑には各々駐車場を確保するように説明して、動いてもらっている。

**【二宮委員】**

- ・新保育園の前の道路は非常に狭いため、朝に園児を送るために地区公民館の駐車場を使用する保護者もいることが予想され、駐車場が満車になることも想定されるかどうか。

**【沢田G長】**

- ・原則論を言うと地区公民館の駐車場は地区公民館とコミュニティプラザの利用者のためのものであるため、新保育園の保護者の利用が前提という話にはならない。新保育園も十分な駐車スペースを確保している。

**【奥泉委員】**

- ・今後、新保育園の開設に伴い駐車場の問題が出るのが予想されるので、ぜひ対策を講じてもらいたい。

**【沢田G長】**

- ・新保育園の建設について、今まで駐車場の規模も含めて皆さんと協議を経て合意形成し、園児数が減少している状況が変化していない中で、開園直前のこの時期になって新たに駐車場の問題が別にあるとされる根拠は何か。

**【奥泉委員】**

- ・今後、駐車場の問題が発生した場合に対策を講じてもらうしかない。

**【沢田G長】**

- ・開園後に保育園の駐車場の利用者が計画時の想定より増えて、駐車場が満車になって利用できなくなった場合等には、対策を検討しなければならないと考えているし、委員の皆さんからもお話しをいただきたい。

**【塚田会長】**

- ・新保育園の計画が提示された時に、公民館の駐車場との相互の利用について要請している。
- ・他に意見・質問を求めるもなし。

- ・次に「令和元年度第11回地域協議会の開催予定について」事務局に説明を求める。

**【渡邊班長】**

- ・日時：令和元年1月27日（月） 午後7時から

**【塚田会長】**

- ・事務局案でよいか委員に確認し、承諾を得る。
- ・ほかに意見や質問を求めるもなし。

**【奥泉副会長】**

- ・会議の閉会を宣言。
- ・挨拶

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121（内線 223）

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。